

平成 29 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 本日の議事日程について
 1. その他
-

平成 29 年 6 月 5 日 (月曜日)

議会運営委員会会議録

平成29年6月5日 月曜日

午前9時00分開議

午前9時14分閉議（実時間14分）

○本日の会議に付した案件

1 本日の議事日程について

- (1) 中間報告申し出
- (2) 議員提出発議案
- (3) 市長提出案件
- (4) その他

1 その他

○本日の会議に出席した者

委員長	野崎伸也君
副委員長	松永純一君
委員	亀田英雄君
委員	中山諭扶哉君
委員	成松由紀夫君
委員	古嶋津義君
委員	前垣信三君
委員	増田一喜君
委員	村上光則君
委員	村川清則君
委員	山本幸廣君
議長	鈴木田幸一君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局長 東坂 宰 君

○記録担当書記

嶋田和博君
増田智郁君

（午前9時00分 開会）

○委員長（野崎伸也君） それでは、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

◎本日の議事日程について

○委員長（野崎伸也君） まず、議題の1番目、本日の議事日程についてを議題とし、(1) 中間報告の申し出の2件について、説明を求めます。

○議会事務局長（東坂 宰君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）本日から、6月定例議会が始まりますけれども、皆さん方、よろしくお願ひいたします。座って説明いたします。

お手元の平成29年6月定例会議事日程（第1号）をごらんいただきたいと思ひます。

まず、日程第1・会期の決定につきましては、本日から6月28日までの24日間とお決めた後、日程第2では、5月の29日の申し出に基づき、議会運営委員会の野崎委員長より、議長の諮問に関する事項についての中間報告があります。

日程第3では、5月23日の申し出に基づき、議会改革特別委員会の幸村委員長より、議会改革に関する諸問題の調査について、中間報告があります。

なお、幸村委員長の中間報告の後、これに対して橋本幸一議員より少数意見の報告があります。

説明は以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） ただいま説明終わりましたが、何か質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、次に、(2) 議員提出発議案2件について、説明を求めます。

○議会事務局長（東坂 宰君） 日程第4では、古嶋津義議員外13名より提出されました、議員定数を32人から30人に改正しようとする

発議案第3号・八代市議会議員定数条例の一部を改正する条例案について。また、日程第5では、幸村香代子議員外5名から提出されました、議員定数を32人から28人に改正しようとする発議案第4号・八代市議会議員定数条例の一部を改正する条例案についてでございます。

この2件につきましては一括議題とし、それぞれの趣旨弁明の後、質疑が行われます。

なお、この後に御協議いただきますが、委員会付託を省略されることになれば、引き続き、討論、採決となります。

以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） 説明終わりましたけれども、何か質疑ございますか。

○委員（亀田英雄君） 1つ確認ですが、発議案3号と4号は一括提案ということだったんですが、当然、質疑、討論は行われることになろうかと思いますが、（東坂議会事務局長「はい」と呼ぶ）一括して質疑、討論と考えてよいかね。確認なんです。

○議会事務局長（東坂 宰君） 一応、質疑も一括、それから討論も一括でということで考えております。

○委員長（野崎伸也君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） 了解しました。

○委員長（野崎伸也君） ほかにございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、発議案2件についての委員会付託について、協議いたします。付託はいかがいたしましょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 付託なしという声がありました。それでは、お諮りいたします。議員提出発議案2件については、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（3）市長提出案件13件について、説明を求めます。

○議会事務局長（東坂 宰君） 日程第6から日程第18までの市長提出案件の議案13件を一括議題として、市長から提案理由の説明があります。

以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） 説明終わりましたけれども、何か質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、（4）その他の（イ）全国市議会議長会永年勤続表彰の伝達及び祝詞、贈呈者について説明を求めます。

○議会事務局長（東坂 宰君） 全国市議会議長会からの表彰伝達の件でございますけれども、本日は、開会后、直ちに表彰の伝達が行われることとなりますけれども、今回該当となられる方は、25年以上の勤続として、山本幸廣議員、また、15年以上の勤続として、上村哲三議員、亀田英雄議員、以上3名でございます。議長からの表彰伝達となります。

その後、被表彰者の方に対します祝辞は、橋本隆一議員が述べられます。

また、3名を代表しての謝辞は、山本幸廣議員から述べられることになっております。

なお、市長から感謝状の贈呈と祝辞も予定されております。

説明は以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） 説明終わりましたけれども、何か質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、議題の2番目その他についてですが、何かございますか。

○議会事務局長（東坂 宰君） 秘書広報課から、今会期中、本会議の写真撮影の申し出がっておりますので報告いたします。

以上でございます。

○委員長（野崎伸也君） ただいまの件につき

まして、その旨、御了承おきをお願いしたいと思ひます。

ほかに、ございせんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ありせんか。よろしいですか。2. その他、ほかにございせんか。（「最後だろ」と呼ぶ者あり）最後です。

○委員（村上光則君） それでは、ちょっとよかですか。私は2点について、ちょっとお尋ねをしたいと思ひますが。

まず、1点目ですが、前回の議運でも政治倫理についての話があったと思ひますが、知り合ひのほうから話を聞いたわけですが、本人もここにおられますので、確かめたいと思ひますが、成松議員が葬儀に花を贈られたということ、もう検察庁に送ってあるというような捜査があつておるちゆうことであるわけですが、成松議員はそれを知つてされたのか、事実なのか、それをちょっと話を聞きたいなというふうに思ひわけであります。これは公職選挙法違反ですね、これはしてはならないというふうには確か私はそういうふうには思つてすね、これまでもそういうことを絶対やつておりません。しかも年賀状でもすね、年賀状ぐらいでも年賀状は出しちやいかんというような公職選挙法で、これが決まつてるといことで、私もはがき1枚も年賀状1枚でもすね、出したことなかつてすけども、これをどのような議会としてすね、どのような対応をとつていかれるのか、委員長にちよつとお伺ひしたいと思ひます。これがよければすね、もう選挙前でありますので、私もこれが選挙違反でなければすね、私もどんどん配つてよかつたなというふうには思つとるもんですから、それを確認したいと、1つはそれございませぬ。

そして2つ目ですが、2つ目は政治倫理の件で前回は3親等ということ、建設業の入札なんか、3親等内であればだめということ、すね、これも3親等ということ、男の兄弟

は3親等にあたると、女性の姻族についてはすね、姻族についてはあたらないと、これは非常に今の男女平等参画のなかですね、男女平等とうたつているなかで、これはおかしいんじゃないかというふうには私は思ひます。で、こういうのもまた見直してすね、いったほうがいいんじゃないかというふうには思ひますが、委員長どのように考へておられますか。お伺ひしたいというふうには思ひます。

○委員（成松由紀夫君） 発言したほうがいいんでしょ。

○委員長（野崎伸也君） 1点目の件についてですか。名前が出ましたので。

○委員（成松由紀夫君） 1点目、名前が出たけんが。いろいろとまだ警察の方々ともお話をしている最中で、ここでまだ話すようなことは何もございせんので、コメントは差し控へさせていただきます。

○委員（亀田英雄君） 今日はそのための会議じゃなかつてすね、明らかに法に触れるということ、すね、それをされたということに対して、多くの議員が知つとる中ですよ、議会としてそれに何も手をかけんというのもすよ、それはいかなものかなと。選挙違反つて知つてすたい、議会として何もアクションば起こさんというの、それはそつてまたおかしかつて思ひますよ。きょうは時間もあつてせん。この場でいろいろ論議することでもなかつたかもしれんとすよ、そのことについては議会としてはやはりきちんとすたい、襟を正せ、襟を正せと言われ議員さんですから、きちんとやつぱり、議会としてもすよ、対応すべきじゃなかつてすか。何らかの場を設けてすよ。せんば明らかに選挙違反とわかつとつとに、そばせんというふうにも議会もおかしかつてすもん。議員としたつて今後選挙ば控へつとにすたい、選挙違反とわかつとつとよかばいということでもでけんわけだけん。というふうには考へます。

○委員（成松由紀夫君） 選挙違反、選挙違反とおっしゃいますけれども、まだ結論に至っていない状況でもありますし、親族であるのは間違いないところがありまして、その中身については今はまだ、警察の方々との流れがありますので、こういう公然とした場で選挙違反、選挙違反とあんまり言われるのも、私も議員としての名誉にかかわることですから、あまりそういう言葉を連発されるとまたちょっと。やはり一定の結論が警察機関に預けてあるわけですので、その結論を見てからであれば、いつでもどこでも対応いたします。

○委員長（野崎伸也君） 今ほど1点目の件についてはですね、いろいろとお話があったところなんですけれども、2点目の件については特に皆さん方から何かございますか。（発言する者あり）ないということでもよろしいですかね、委員長としてちょっとお話ししますが、政治倫理の関係ですね、今議長の諮問ということで、議会改革について、この議運のなかでもやっているわけなんですけども、その規定にですね、抵触、当てはまるような部分での村上委員からの御提案ではなかったかなというふうに思います。ただ議運の中でまた議会改革の話の中で、それを皆さんと議論していくべきものかどうかというのも、今少し悩ましい部分がございます。今日はですね、議会開会日初日ということでございまして、いろいろと日程も立て込んでおりますので、この件については一旦、委員長預かりということにさせていただければと思います。事務局ともちょっと今の意見について、提案についてちょっと検討させていただいてですね、また御報告、方向性についてもお示しをさせていただければというふうに思いますので、一旦委員長預かりということにさせていただいてよろしいでしょうか。

（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

○委員（成松由紀夫君） 委員長預かりという

のも、ある程度一定のことが、警察あるいは検察庁から何らかのことが出てから対応するべきな話で、今2点目の話もですよ、それは審議中の話であって、それを委員長預かりと2点目は分かりますよ。1点目についてはですよ、検察庁なり警察から一つのしっかりとした結論が出てから、対応していただければ、私はいつでもどこでもね、ちゃんとやりますので、それをよろしくお願ひしたいと思います。2点目あたりも、兼業禁止も含めていろいろありますから、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（野崎伸也君） はい、御意見含めて検討させていただきたいと思います。

よろしいですか。（「はい」という者あり）
それではほかにございますか。

（「なし」という者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

（午前9時14分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成29年6月5日

議会運営委員会

委員長